

今月の トピックス

安全・安心な紀州梅でブランドカアップ!

「食品」の安全性に対する消費者志向は、昨今高まる一方で、伝統ある和歌山の梅産地としても、地域ぐるみで「安全・安心の梅」生産に取り組んでいるところです。

紀州田辺梅干協同組合とＪＡ紀南では、梅干タル製品の残留農薬分析を徹底し「紀州梅」のブランド力強化を図っています。

検査分析はＪＡ紀南の食品安全分析センターで一括して行い、分析費用は、組合員・ＪＡ紀南、生産農家が負担します。和歌山市内や大阪の分析会社に依頼すると数週間かかっていた検査期間もわずか2日と迅速。

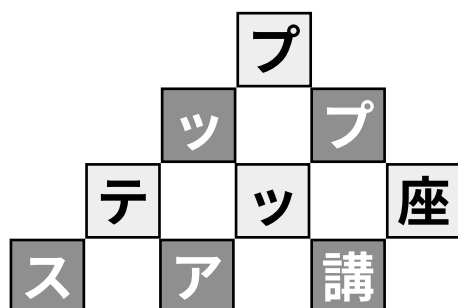
産地ぐるみで徹底検査に取り組むことによって、紀州梅ブランドの信頼性と安全性が大いにパワーアップすること必至です。



紀州田辺梅干協同組合

田辺市上秋津2084
牟婁商工会内

TEL 0739-35-1101
FAX 0739-35-1112



循環型社会の創出を

～循環型社会形成推進基本法の概要～

今日の日常生活・産業活動において循環型社会形成は、不可欠な状況となってきた。

毎日排出されるゴミは分別が励行され、リサイクルに関する料金を事業者に支払うようになってきた。産業界では生産計画において廃棄物の発生抑制（リデュース）、生産段階での再生利用（リサイクル）、処理段階での再使用（リユース）が求められてきた。

大量生産・消費・廃棄の社会から環境汚染防止・負荷軽減の循環経済システム社会へ変革を推進するなかで、環境コストの削減が経営目標の一つとなってきた。

循環型社会形成推進法は、社会の物資循環の確保・

天然資源の消費の抑制・環境負荷の低減により環境の保全を図り、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであり、人類の存続の基盤であるとの環境基本法の基本理念にのっとり、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し「もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する」ことを目的としている。

以下、循環型社会形成推進基本法の概要を紹介することとします。

「何故、循環型社会形成推進基本法は制定されたのか」

経済活動に伴い、環境問題は60年代の大気汚染等の公害問題、乱開発に対する自然保護から80年代には、騒音・ゴミなどの生活環境（アメニティ）問題、更に90年代には温暖化・オゾン層破壊といった地球環境問題へと変化してきました。環境問題は、変化が緩慢であるが可逆的に対応できない要素を持ち気が付いたら手遅れ、その影響が地球規模に及んでしまうということになります。

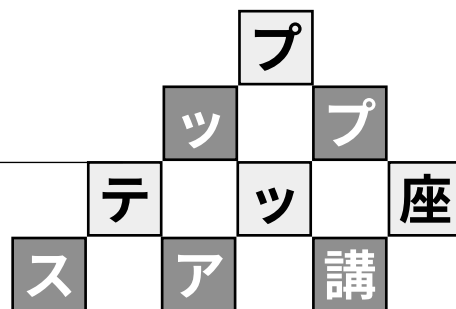
一般・産業廃棄物の排出量が増大することにより処分量も増大し環境への負荷が将来に向け累積していくことに対処するため総合的・体系的対策が必要となり、平成11年3月に中央環境審議会は、①健全な物資循環と隙間のない環境保全対策を確保するため廃棄物・リサイクル一体として対象物の範囲をとらえることが必要であること②第一に発生抑制、第二に再使用、

第三に再生利用、最後に適正処理という優先順位を原則として取組を総合的に進めることが必要であること③排出者、製造流通事業者等及び行政が適切に役割分担して取組を進めることが必要であると提言をまとめました。並行して政府の他審議会においても種々の循環型社会の構築に向けた提言・報告が行われてきました。



目指して

社会保険労務士 牧 宮 幸一郎



「循環型社会形成推進基本法の概要とは」

第1章総則において第1条で前述の「目的」、第2条では「循環型社会、廃棄物等、循環資源」など8項目にわたり「定義」づけが行なわれ、第3条「循環型社会の形成」以下、第8条「施策の有機的な連携への配慮」まで基本原則がうたわれ、第9条「国の責務」から第14条「年次報告等」まで個々の責務が規定されています。

第2章は「循環型社会形成推進基本計画」、第3章が「循環型社会の形成に関する基本的施策」となっています。

(一) 循環型社会とは

自然的には天然資源の消費が抑制され、社会的には第一に廃棄物等の発生抑制、第二に廃棄物等の循環的な利用を行い、最後に利用できない廃棄物は適正に処分し環境への負荷ができる限り低減される社会。

(二) 法の対象物は

有価・無価を問わず廃棄物等として一体的に捉え、発生した廃棄物等については、その有用性をもとに循環的利用（再使用・再生利用・熱利用）を図るべきとしている。

(三) 基本原則（優先順位）とは

廃棄物・リサイクル対策については、第一に発生抑制、第二に再使用、第三に再生利用、第四に熱回収、最後に適正処分を優先順位とする。また循環資源の循環的な利用や処分は、環境保全上の支障を生じさせない適正処分を定めている。

(四) 国、地方公共団体、事業者、国民の責務

第4条「適切な役割分担等」で循環型社会の形成は、各々の適切な役割分担の下に講じられ費用も適

正かつ公平に負担され行われるとした上で、各々を主体とする責務を定める。

国の責務 循環型社会の形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し実施する。

地方公共団体の責務 第一に循環資源について適正な循環的利用及び処分の確保するための必要措置の実施、第二に区域の自然的社会的条件に応じた施策策定及び実施する。

事業者の責務 排出者責任と拡大生産者責任が明確にされる。産業廃棄物等の排出事業者は自らの責任において排出したものについて適正な循環的な利用・処分をすべきで国等の規制を受け、不法投棄等により環境保全上の支障が生じた場合には、支障の除去等を国等より命じられることになる。拡大生産者責任においては、その生産した製品が使用され廃棄された後においてもその製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うとされる。

国民の責務 国民に対しては製品等の消費者として、一般廃棄物の排出者として負うべき責務を明らかにしている。消費者として長期間使用、再生品使用、分別回収協力、又排出者として自ら排出抑制に努め、循環資源への促進、適正処分へ協力することになります。事業者や国等が行う措置へ協力が定められています。

今回は、国民として生産者としての役割を担う事業組織における取組についてご案内を申し上げます。

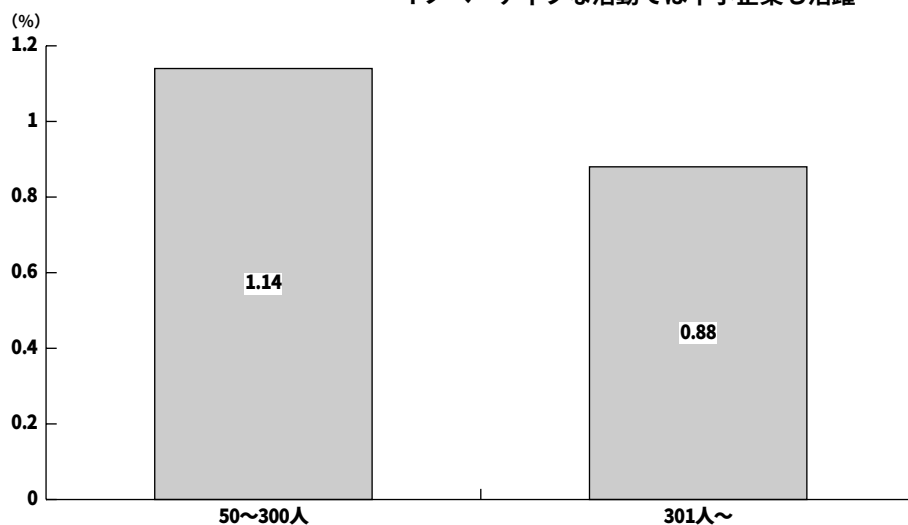


2004年版中小企業白書のポイントⅡ

<技術革新と中小企業>

- 経済発展の源泉としての技術進歩においても、中小企業が高い貢献。

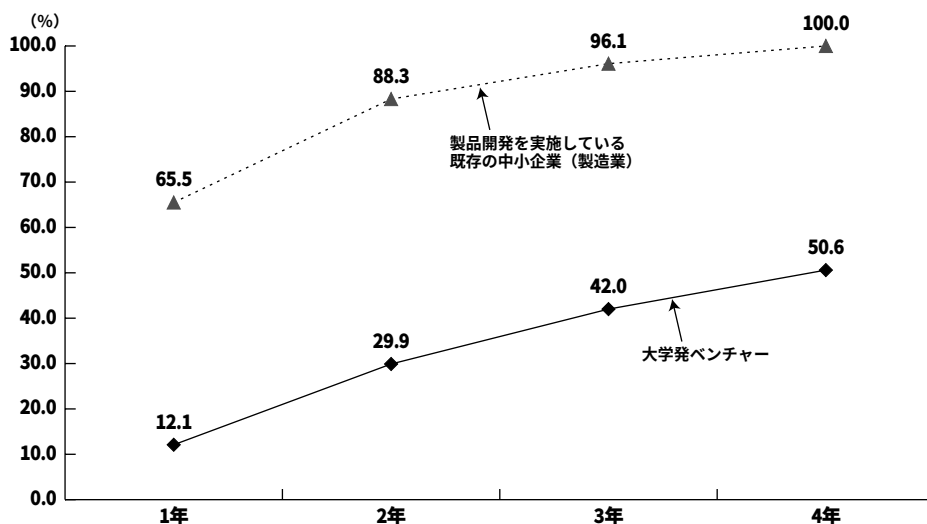
中小企業と大企業の全要素生産性（TFP）成長率の比較
～イノベティブな活動では中小企業も活躍～



資料：経済産業省「企業活動基本調査」（1995～2001年）再編加工
 （注）1. 全要素生産性（TFP）成長率＝付加価値額増加率－労働分配率×従業員数増加率－資本分配率×有形固定資産増加率
 2. 数値は1995年から2001年までの年平均成長率をとっている。
 3. 「企業活動基本調査」は従業員50人未満企業については調査対象としていない。
 4. 全要素生産性とは、生産の増加のうち、労働、資本といった生産要素の増加で説明できない部分がどの程度あるかを計測したものであり、通常技術進歩率を示すものと解釈されている。

- 現在531社（2003年3月）と増加しつつある大学発ベンチャーは、その技術革新性の高さから事業化の困難性が高いことが特徴であり、事業化という「出口」を意識した効果的な支援が求められる。

大学発ベンチャーと製品開発実施中小企業（製造業）の事業化年数の比較
～大学発ベンチャーは事業化までに時間がかかり、4年経っても完了しているのは5割程度～



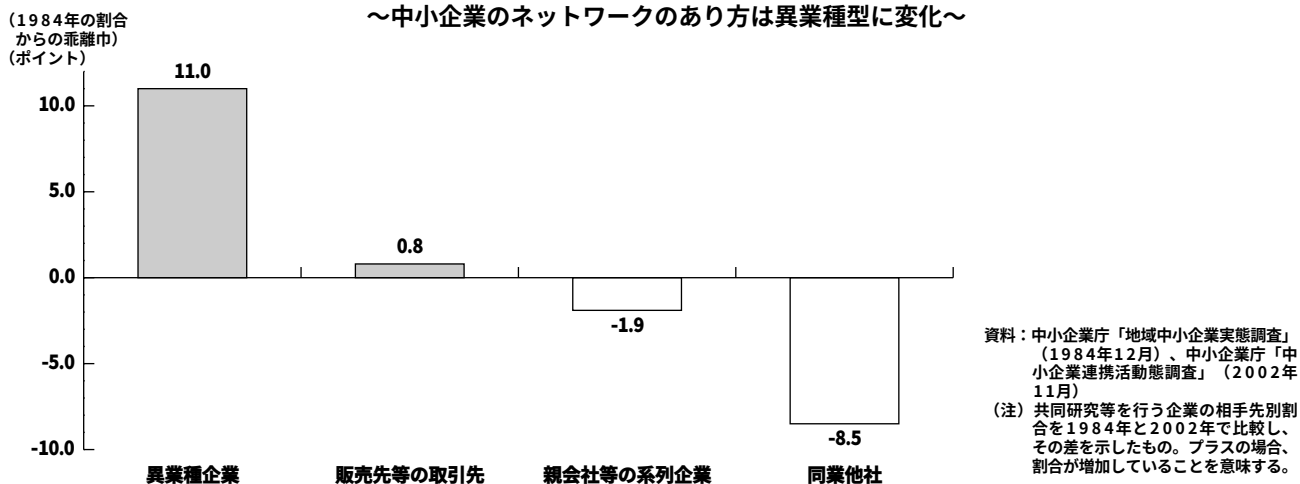
資料：㈱日経BPコンサルティング「大学発ベンチャーに関する基礎調査」（2004年3月）、中小企業庁「経営革新実態調査」（2001年11月）
 （注）1. 大学発ベンチャーについては、創業後4～10年経過している企業を対象とし、創業時に事業の中心に位置づけていた製品またはサービスが設立から何年で事業化（製品またはサービスとして販売）できたかを示している。
 2. 製品開発実施中小企業（製造業）については、新商品・新技術開発を行う既存の製造業2,624社の開発開始から製品化までの期間を示す。

＜中小企業の新しい連携＞

- 高い技術進歩の背景として、特徴ある企業同士の様々なネットワークによる、新製品・サービスの開発を目指す中小企業群の台頭が存在。

ネットワークを活用して開発に取り組む中小企業の連携先 (1984年と2002年の対比)

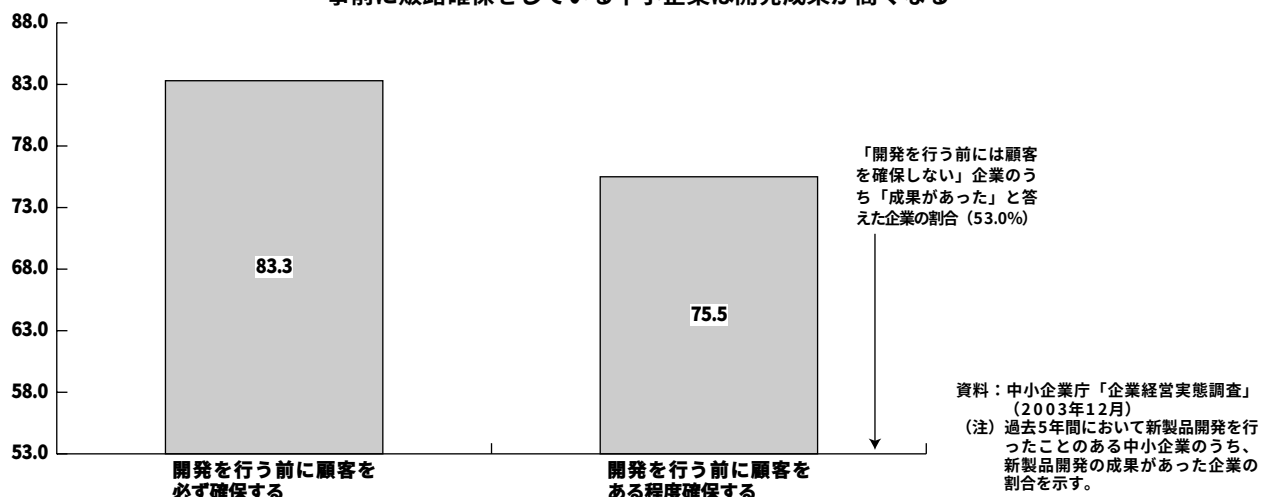
～中小企業のネットワークのあり方は異業種型に変化～



- 中小企業が新しい製品開発などで成功するためには、技術面だけを重視するのではなく、具体的な顧客イメージを持って取り組むことが要件。

販売先に事前確保と新製品開発・改良の成果

～事前に販路確保をしている中小企業は開発成果が高くなる～



新しいネットワークにより高付加価値を創造する中小企業群（事業連携）の事例

[レーザー加工専門業（東京都、従業員70名）]

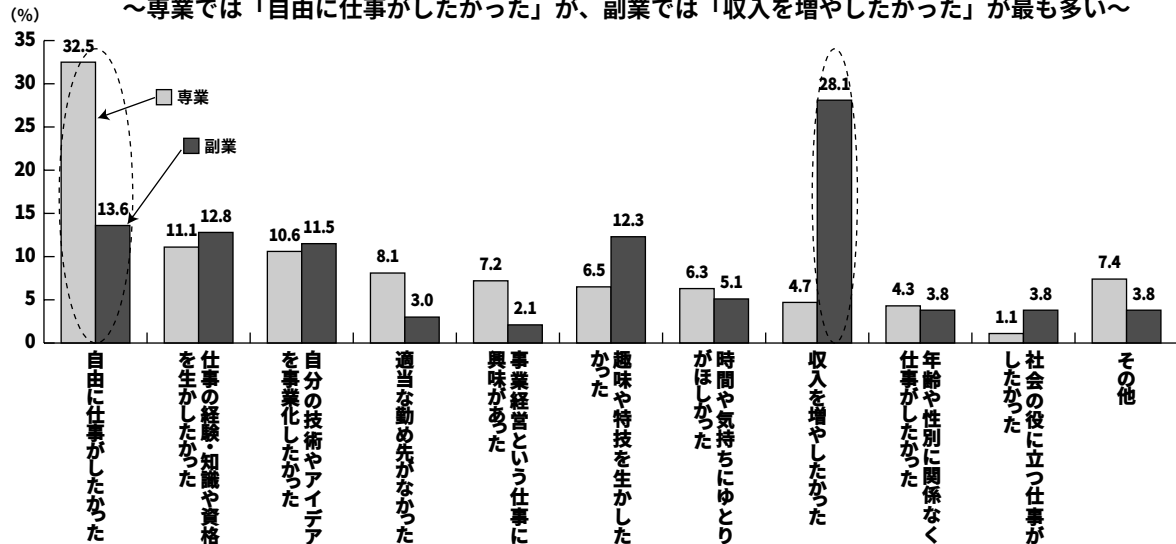
独自の高い技術力を持つ中小企業同士が集り、新しい高付加価値製品が開発を実施。コーディネート役の当社が事業連携の責任をしっかりと負うスタンスが信頼を生み、遠隔地間の連携を実現（東京、栃木、滋賀、大阪）。今後は共同パンフレット、独自ブランド開発を通じて高品質製品の開発を予定。この他にも、異なる独自技術、異なる分野の中小企業が集まり、新しい市場を構築している類型などがある。

<ライフスタイルの多様化とSOHO>

- SOHO（スモールオフィス・ホームオフィス）は、個人のライフスタイルを多様化する就業形態として特に注目される。その開業動機は、専業で事業を営む者と副業で営む者で大きな差。

SOHO事業者の開業の動機

～専業では「自由に仕事をしたかった」が、副業では「収入を増やしたかった」が最も多い～



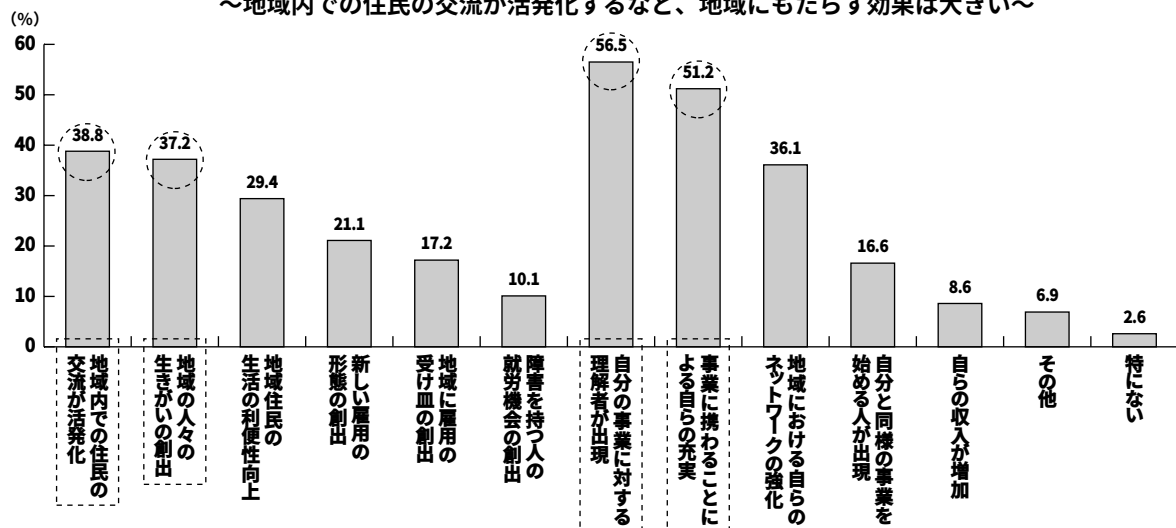
資料：(財) 中小企業総合研究機構「SOHO事業者のワークスタイルに関する実態調査」（2004年1月）

<公益サービスの新しい提供スタイルー地域貢献型事業>

- 地域住民が主体となり社会貢献性の高い事業（介護サービス、子育て支援、まちおこし等）を営む地域貢献型事業（いわゆるコミュニティ・ビジネス）は、地域内での住民の交流促進・生きがい創出等、様々な面で大きな効果をもたらす。

地域貢献型事業（いわゆるコミュニティ・ビジネス）の活動が地域及び代表者に与えた影響

～地域内での住民の交流が活発化するなど、地域にもたらす効果は大きい～



資料：(株)日本総合研究所「社会的起業家の実態に関する調査」（2003年12月）
（注）複数回答のため、合計は100を超える。

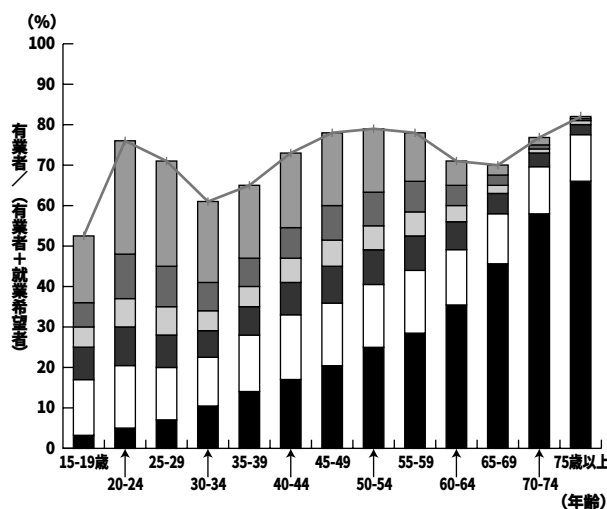
地域貢献型事業事例 [NPO法人A（東京都、会員数40名）]

普段地域の活動に参加する機会の少ない「父親」の地域参加により、住民向けサービスを展開。団地管理コンサルティング等、地域住民に対する暮らしの支援事業を実施している。また、行政からの委託事業として、市営公園自然館の管理・運営も行っている。

＜女性や高齢者の就業の受け皿となる中小企業＞

- 中小企業は、育児や出産に伴い有業者率が大きく落ち込む30歳代の女性や、育児後に仕事に復帰する40歳代以降の女性、60歳を超える高齢者などの、通常、雇用の機会を得ることが困難な者の就労の大きな受け皿となる。

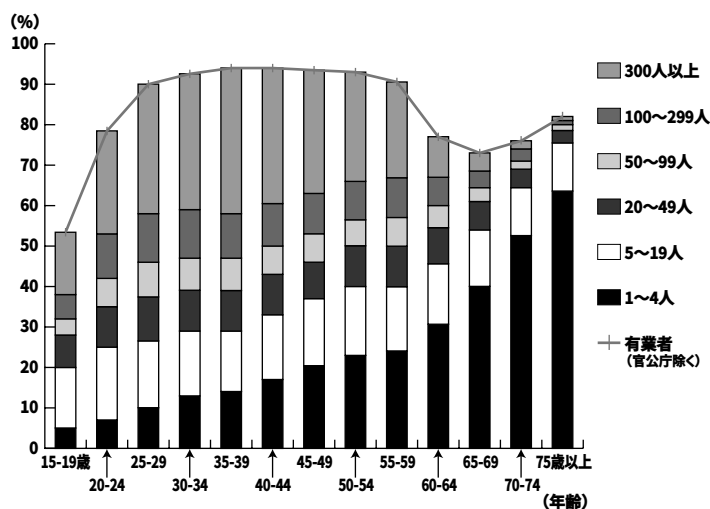
女性の有業者及び就業希望者に対する
有業者の割合（従業者規模別）
～30歳代以降の年齢層では特に1～4人規模の
小さな企業が受け皿となる～



資料：総務省「就業構造基本調査」（2002年）

男性の有業者及び就業希望者に対する
有業者の割合（年齢階級別）

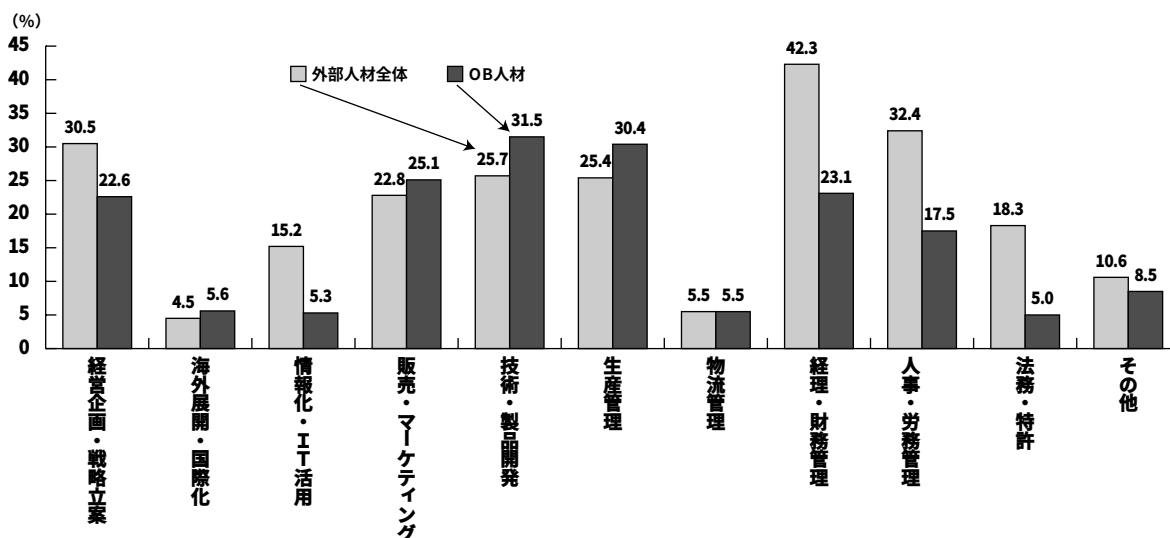
～男性でも高齢層では小規模な企業が大きな受け皿～



- 外部人材の活用は中小企業にとって有効な戦略。企業等のOB人材が、会計士や診断士等では補いきれない販売・マーケティングや生産管理といった分野で活躍。

外部人材とOB人材の活用分野（複数回答）

～従来の外部人材では補えない分野でOB人材が活躍～

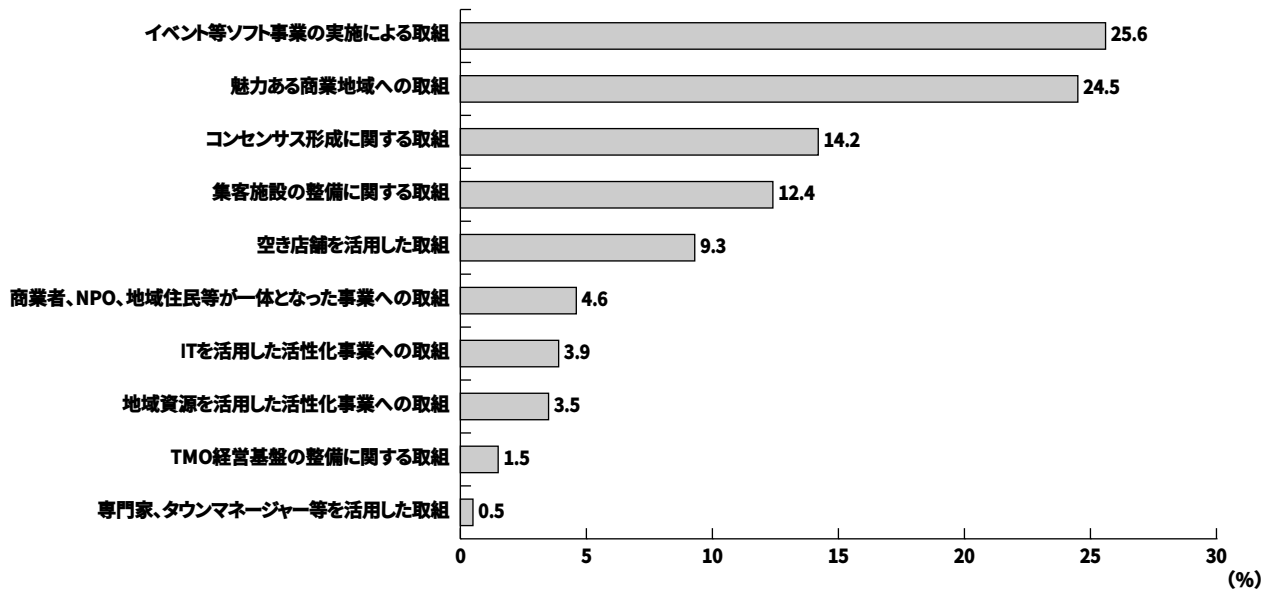


資料：日本商工会議所・企業等OB人材マッチング全国協議会「外部人材の自社経営への活用に関するニーズ調査」（2003年6月）
 (注) 1. それぞれ、OB人材を含む外部人材を利用している企業及びOB人材を利用している企業を100とした時の割合。
 2. 複数回答のため合計は100を超える。

＜来街者を増やす魅力ある商店街＞

- 「まちづくり」のためのタウンマネジメント事業には、「イベント等ソフト事業の実施による取組」、「魅力ある商業地域への取組」等ソフト事業が重要。

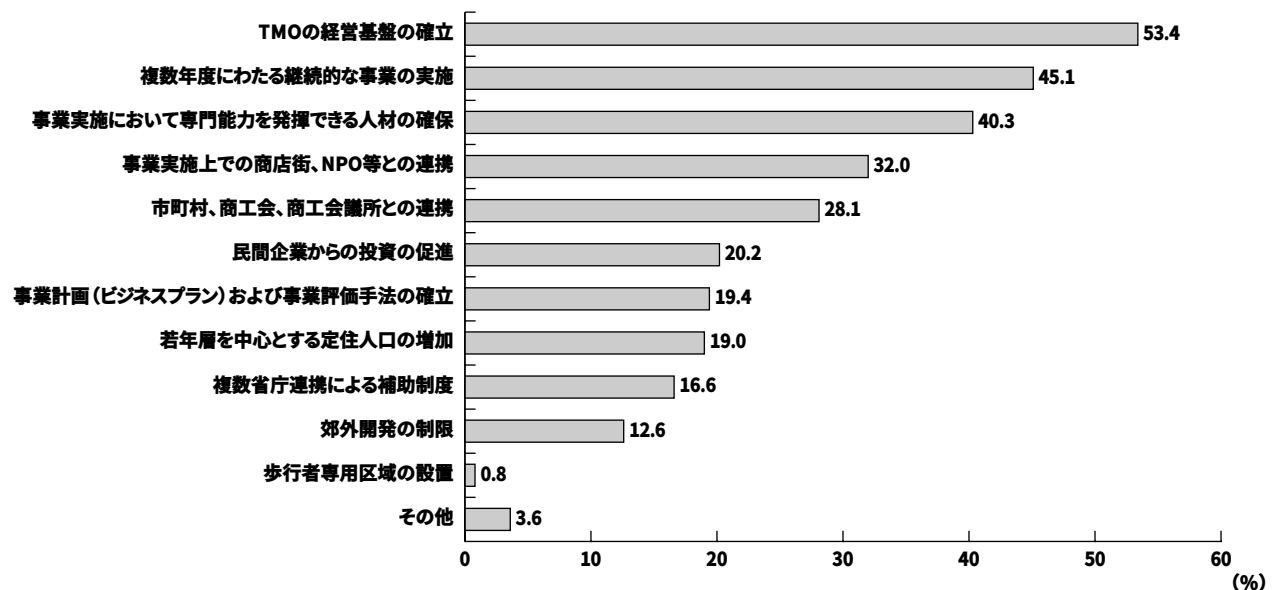
タウンマネジメント事業の取組状況について
～「イベント等ソフト事業の実施による取組」等ソフト事業が重要～



資料：㈱ソフトクリエイション「TMOの活動実態に関する調査」2003年2月
(注) 複数回答であるが合計が100となるように補正。

- 「まちづくり」のためのTMOには、「経営基盤の確立」、「継続的な事業」の他、「専門能力を発揮できる人材の確保」が必要。

タウンマネジメント事業に必要なこと
～「TMOの経営基盤の確立」、「複数年度にわたる継続的な事業の実施」の他
「事業実施において専門能力を発揮できる人材の確保」が重要～



資料：株式会社ソフトクリエイション「TMOの活動実態に関する調査」(2003年2月)
(注) 複数回答のため、それぞれの合計は100にならない。

消費税法の改正と説明会

記帳指導のご案内

消費税法の一部が改正され、平成16年4月1日から適用されています。
主な改正点は次のとおりです。

1 事業者免税点の引下げ

納税義務が免除される課税期間の基準期間における課税売上高の上限が1,000万円（改正前3,000万円）に引き下げられます。

《適用関係》

この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。したがって、個人事業者は、平成17年分から、事業年度が1年である法人については平成17年3月末決算分から適用されます。

2 簡易課税制度の適用上限の引下げ

簡易課税制度を適用することができる課税期間の基準期間における課税売上高の上限が5,000万円（改正前2億円）に引き下げられます。

《適用関係》

この改正は、平成16年4月1日以降開始する課税期間から適用されます。したがって、個人事業者は、平成17年分から、事業年度が1年である法人については平成17年3月末決算分から適用されます。

また、上記のほか、課税期間の特例（課税期間の短縮）の改正、中間申告の申告・納付回数の改正、総額表示の義務付けなどの改正が行われております。

詳しくは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。最寄りの税務署または税務相談室にお尋ねください。

- ◎ 消費税の課税事業者は、消費税法に基づく帳簿の記載や請求書等の保存が必要です。特に、本則課税で申告される方（簡易課税制度を選択されない方）は、帳簿の記載及び請求書等の保存がない場合、仕入税額控除の適用を受けることができませんので、ご注意ください。
- ◎ 税務署、中央会、商工会議所・商工会、納税協会では、消費税法の仕組みや申告の手続等についての説明会を開催しております。
また、記帳指導を希望される方に対しましては、税理士等の指導機関にお願いして、個別の記帳指導（無料）を行っております。
- ◎ 説明会への出席又は記帳指導をご希望の方は、説明会の開催予定等又は指導機関のご案内をさせていただきますので、お気軽に最寄りの税務署（所得税担当）までご相談ください。

税 務 署

税 務 署 名	住 所	電 話 番 号
和歌山	和歌山市湊通丁北1-1	073-424-2131
海 南	海南市名高255-4	073-482-0900
御 坊	御坊市藺430-3	0738-22-0695
田 辺	田辺市上屋敷2-10-46	0739-22-1250
新 宮	新宮市伊佐田町2-1-20	0735-22-5261
粉 河	那賀郡粉河町粉河807	0736-73-3301
湯 浅	有田郡湯浅町湯浅2430-76	0737-63-5351

独立・起業や新事業を行う子会社の 設立を支援します！

～地域雇用受皿事業特別奨励金が使いやすくなりました!!～

創業経費の3分の1を支援します！

1人雇うと30万円を支給します！

支給を受けることができる条件

● 次のような法人を新たに設立すること。

(子会社の場合は既存の会社で行っていない新たな事業を行う法人に限ります。)

株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、NPO法人、企業組合、社団法人、財団法人、社会福祉法人、医療法人、弁護士法人、司法書士法人、税理士法人、社会保険労務士法人など

● 次の事業（地域に貢献する事業）を主たる事業として行うこと。

- ①個人向け・家庭向けサービス ②社会人向け教育サービス ③企業・団体向けサービス
- ④住宅関連サービス ⑤子育てサービス ⑥高齢者ケアサービス
- ⑦医療サービス ⑧リーガルサービス ⑨環境サービス
- ⑩地方公共団体からのアウトソーシング

● 次のいずれにも該当するものを継続して雇用する労働者として3人以上雇い入れること（うち1人以上は非自発的離職者であることが必要です。）

- ①常用労働者又は短時間労働者（うち1人以上は常用労働者） ②雇入れ日現在で65歳未満の者
- ③雇入れ後3か月以上経過した者 ④法人設立の日から1年6か月以内に雇い入れられた者

※30歳以上の雇用調整方针对象者又は再就職援助計対象者（以下「方针对象者等」といいます。）、非自発的離職者の雇入れ状況により、創業経費の支援の上限額が異なります。

支給を受けることができる条件

● 創業経費の支援

法人設立後6ヶ月間に支払った経費の3分の1が支給されます（上限額：下表）。

〔対象創業経費：法人設立に関する事業計画作成費、職業能力開発経費、設備・運営経費〕

	方针对象者等の雇入れあり	方针对象者等の雇入れなし
非自発的離職者の雇入れ3人以上	500万円（300万円）	400万円（200万円）
非自発的離職者の雇入れ1～2人	400万円（200万円）	350万円（150万円）

※金額は創業支援対象者の雇入れ人数が5人以上の場合の上限額（（ ）内は3～4人である場合の上限額）

● 雇入れの支援

法人設立後1年6ヶ月間に雇い入れた創業支援対象者のうち、30歳以上の非自発的離職者1人当たり30万円（短時間労働者は1人当たり15万円）が支給されます（上限100人分）。

厚生労働省・（財）高年齢者雇用開発協会・（財）産業雇用安定センター

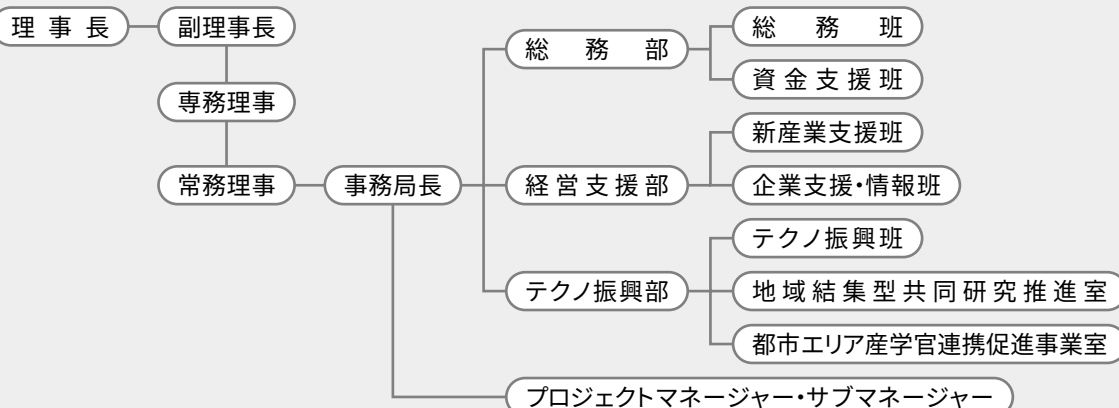
他に細かい要件がありますので 詳しくは （財）産業雇用安定センター和歌山事務所
電話 073-475-9545 へ問合せ下さい。

新財団『(財)わかやま産業振興財団』が 6月1日に発足!!

(財)和歌山テクノ振興財団と(財)和歌山県中小企業振興公社が中小企業支援の窓口一本化と業務の効率化の観点から、統合再編し、6月1日に『(財)わかやま産業振興財団』としてスタートしました。

地域産業技術の振興を図るとともに、創業や中小企業等の技術及び経営の革新、新事業の創出など様々な局面における技術開発、人材育成、市場開拓、資金調達など多様な事業活動を総合的に支援してまいります。

組織図



財団法人わかやま産業振興財団

〒640-8227 和歌山市西汀丁26番地

TEL (073)432-3412代表

FAX (073)432-7299

URL : <http://www.wakkun.or.jp>

E-mail : info@wakkun.or.jp



夏のエコスタイル

みんな涼しい。地球うれしい。

キャンペーン

キャンペーン期間

6月
21日
夏至



9月
23日
秋分の日





ブランドカ！発信中

～ 和歌山県製革事業協同組合 ～

プロフィール

130年の伝統技術をもつ近代皮革のなめし業は、地場産業のなかでも重要なポジションを占めています。当組合においては経営者自らが製造に携わるという中小製造業ならではの経営体制で、厳しい経済不況下の現況にあってもホットな挑戦を続けています。



森田理事長

業界近況について

F T A（自由貿易協定）調印の実現化などで、当産業の市場情勢も更に大きく様変わりすることが予想され、先行きには不安材料も否めません。しかし持前の組合員一丸となったバイタリティによって元気の出る牽引力を発揮します。

組合史のなかで特筆すべきこと

イタリアと香港での海外展示会がそれぞれ8回と20回、レザーフェスティバルの開催が9回目となり、ジャパンクリエーションへは二度の出展を数えます。

これらの出展によって国際競争力の強化と販路の拡大を図っています。

組合PR（理事長から一言）

「和歌山ブランド」としての製品を、和歌山から県外、さらには海外へとこれからも強くアピールしていきます。



組合所在地	和歌山市雄松町3丁目46番地
T E L	073-422-2612、422-7073
F A X	073-422-2613
設立年月日	S24.9.13
組合員数	18

青年中央会だより

第27回青年中央会通常総会及び講演会開催

6月29日（土）、ルミエール華月殿において和歌山県中小企業青年中央会第27回通常総会を開催しました。

また、実務法学研究会 代表 村田溥積氏を招聘し、講演会を開催。

村田先生には昨年12月の組合青年部講演会で講演して頂き、組合青年部員には大変評判が良く、今年度は村田先生に年間スケジュールを組んで頂いて、4～5回程度講演して頂く予定です。

今回はその第1回目として、「政治・経済・法律と私たちの暮らし」～世界・日本・そしてわが町～という政治・経済等を広い視野で捉えたテーマで講演して頂きました。

組合青年部員からは、「大変参考になり、次回も是非出席し、今後の仕事に生かして行きたい」等の声があり、次回からの講演会也大いに期待されています。





情報連絡員 スポットライト



和歌山化成品工業協同組合
事務局長
小 綿 愛 氏

～組合プロフィール～

第一次世界大戦前より和歌山に於いては織布・染色等が盛んであったが、世界大戦にて染料の輸入が途絶え原料不足に陥った。

この状態を救ったのが当時染色業を営んでいた由良浅次郎氏であり、国内初のアニリンの工業的合成に成功し、和歌山は合成染料工業が発展したといわれている。

当組合は、昭和25年7月、和歌山地区近郊の合成染料メーカーによって和歌山染料工業協同組合として発足、業界の発展に寄与してきたが時代の流れと共に生産品目も大きく変化し化成品全般となり、平成5年に和歌山化成品工業協同組合と名称を変更した。

現在組合加盟企業数は14社、従業者数は1,100人程度の構成となっている。

～業界近況について～

合成染料・有機顔料及びその中間体類は、近隣アジア諸国の低価格製品が輸入され、国内使用されているため業界としては苦しい状態。又石油の高騰による原料高・製品安の状態が続く中電子基盤素材・樹脂素材・高機能性高分子素材・建材使用剤等の需要は多い。

全体の生産高は大きく回復したが、売上高がこれに伴わず価格転換できないのが難点である。暫らくは辛抱の時期が続くそう。

～組合PR～

組合内部の活動として、労務管理部会とエンジニアリング部会を設け情報の交換、関係法令の研修会、設備技術研修会、環境改善研修会、安全衛生研修会などを開催、ISO（9000・14000）を取得、国際競争・環境問題への対応済みの企業も多い。

加盟企業間での製品競合は殆んどなく、各企業が独自の技術を生かし日進月歩の化学工業業界の中で 国内ナンバー1でなく オンリー1 を目標に前進している。

～ご自身の日常について～

和歌山に就職するまでの二十数年間は運動馬鹿（バスケット）で過ごし、阿波育ちなのに阿波踊りも出来ない。就職後もあれこれやってみたが結果的に何も残っていない。

強いて趣味と言えるものは、育ちが海近くであったため船・磯・波止での釣りといえる。

この釣りも、ここ1年ばかりご無沙汰でありぼつぼつ強制的に時間を作り実行しようと思う今日この頃です。どなたか気軽に行ける波止・地磯の良い釣り場を紹介して下さい。

会員だより

和歌山県外国人研修生受入組合連絡協議会発足

6月18日、ホテルいとう（那賀郡岩出町）に於いて「和歌山県外国人研修生受入組合連絡協議会発足記念式」が行われた。

外国人研修生・実習生を受け入れている県内7組合（72受入企業）が同連絡協議会に参加、外国人研修生共同受入事業に関する情報の収集及び提供や講習会・研修会の実施等に取り組み、研修生受入事業の円滑な推進を図ることを目的に発足した。全国的に見ると北海道、新潟、富山、岐阜、鳥取、愛媛に次いで7番目となっている。





紀州繊維工業協同組合
参 事
西 正 幸 氏

～組合プロフィール～

明治20年伊都郡の機業家有志が結束し、伊都郡の綿布組合が設立されたのが始まりです。その後時代の流れとともに組合も変遷を重ね、昭和25年2月28日発展的統合体として現在の組合となりました。

～業界近況について～

とかく繊維産業は不況業種の代名詞のようになっていますが、当産地業界も長い長いトンネルの中で、何時光明が見えて来るのかと、日々祈るような思いでいます。このように厳しい状況の中、最近組合そして組合員企業では、今までの商社、問屋に依存した経営から、「自分でつくったモノは自分で売る」という展開に活路を見出そうと積極的に取り組んでいる企業が少しずつ増えてきているようです。

その現れとして、国内、海外での展示会出展企業が個々数年増えてきていますし、また、組合活動を通じて、産地外企業や機関との交流や連携なども積極的に参加する企業も増えてきました。厳しい環境にはありますが、このような前向きな企業があることは、当産地もまだまだ可能性を秘めた産地であることを確信することができました。

～組合PR～

大変厳しい状況は続っていますが、数年前から集積活性化促進事業に取り組んでいろんな活動ができ、産地業界・企業と産地外との人的また組織としてネットワークが構築され、組合活動や運営をして行くにつけて非常に役立っています。

本年は、このような活動から産地を活性化するための一環として、12月までに国内（東京）、海外（中国、フランス）での4つ展示会に出展し、産地のブランド化やビジネスチャンスに繋げて行きたいと思っています。

組合としては、今後も組合員企業に少しでも販路の開拓や商品開発に役立ち、具体的に実践し企業活動に結びつくような事業を推進して行きたいと考えます。

～ご自身の日常について～

特に健康対策などはしていません。ただし、家内や子供たちから「タバコをやめなさい。夜遅くモノを食べるな。」とよく注意されるのと、最近年齢のせいか、夜更かしが辛くなったりしますので、「そろそろ何か健康的なことをしなければいけないな。」と頭（体を使わず）で考えたりします。ゴルフは健康対策にはなっていませんが、年5、6回するくらいです。これも趣味というほどのことではありませんが、洋画が好きなので好みの映画（アクション物）が封切りされると見に行きます。（月1回程度）

発足式では梅田会長（くろしおアパレル協同組合理事長）の挨拶、小林事務局長（和歌山北企業協同組合研修委員長）より発足に至る経過報告、来賓祝辞及び紹介の後、記念パーティーに移り、早速、情報交換等交流が盛大に行われた。

構成組合

和歌山県衣料縫製品工業組合	くろしおアパレル協同組合
和歌山北企業協同組合	和歌山縫製産業協同組合
アクティブ協同組合	平成ニット協同組合
アパレル龍協同組合	



全国先進組合事例

千葉県

各社自慢の商品を詰め合せ組合ホームページで販売

千葉県菓子工業組合

所在地 〒260-0016
千葉県中央区栄町41-3
電話番号 043-225-0153
FAX番号 043-221-3443
組合員数 614人
出資金 1,690万円
設立 昭和37年5月
地区 千葉市他12市11町村

主な業種 和洋菓子パン製造販売業
組織形態 非産地型商工組合
組合専従者 1人
専従理事 —
URL <http://chibakashi.or.jp/>

ライバル同士の枠を越えて、各組合員の得意とする銘菓を詰め合わせた組合独自の商品を組合のホームページを利用しネットで販売

背景と目的

長引く景気低迷に伴い、多くの菓子店で祝い品や歳暮・中元などの贈答用の売上が落ち込み、組合としても売上を増加させるための何らかの対策を講じる必要があった。そこで、各社の看板商品を共同で提供すれば、相乗効果により販路拡大に繋がることから、組合のホームページを利用しネットで販売することとなった。

取り組みの内容

詰め合わせを作るにあたり、13社から20点以上の製品の応募があったため、組合が審査し絞り込み、最終的には「落花生」「和風」「洋風」など5種類の詰め合わせを完成させた。製品の組合せや価格設定をどのようにするかは、各社の思惑があり困難が予想されたが、組合のIT推進委員会を中心に決めたことで解消された。また、受注を確保して発送することで、在庫口スを減らすとともに、詰め合わせや発送作業の効率化を図っている。

成果

単独の商品ではなく、組合員の製品を詰め合わせたセット商品を販売したことにより、組合員が相互に刺激を受け、商品の質が向上した。また、ホームページ上で販売することにより、四季折々のセット商品の販路を全国に拡大することができた。



▲組合ホームページ

所在地 〒693-0022
出雲市上塩治町890-1
電話番号 0853-30-1188
FAX番号 0853-30-1188
組合員数 31人
出資金 960万円
設立 平成12年6月
地区 出雲市、平田市、簸川郡

主な業種 木材業、製材業
組織形態 同業種同志型組合
組合専従者 1人
専従理事 —
U R L
<http://www.izumo-net.ne.jp/~izumonokinoie>

地元の設計事務所、木材業者、大工、工務店が連携し、消費者と直接意見交換をすることにより、地域に密着した良質な住宅を提供することに成功した

背景と目的

近年、住宅着工件数の減少や住宅メーカーの台頭等により、地元住宅産業は需要が大きく落ち込んでいた。一方、消費者の中には、規格住宅や分譲マンションなど、「既製品」の住まいでは飽き足らない人たちが増加する傾向にあった。そこで、地元の設計会社、木材業者、大工、工務店が連携し、地域に適した良質な住宅を提供することとなった。

取り組みの内容

住まいを求める者同士が集い、土地探しから設計、建築まで取り組む、コーポラティブ方式の一戸建て住宅を、市の近郊に8区分譲するもので、まず参加者を募り、半年かけて自宅や共有スペースの青写真を描いていった。組合が全体計画を作成し、参加できる組合員を募集した。今回は開発規模から3組合員しか参加できなかったが、次回からは多くの組合員に参加してもらう計画である。

成果

住まいづくり講座の開催やモデルハウスを見学してもらうことで、地域に適した住宅ということが理解され始めてきている。一方、組合員においては、従来の木材産業とは異なる取り組みを始めている。本事業の成功により、今後、多彩なイベントも開催される計画である。



愛媛県

リーズナブルで上質な「若者向け地酒」の開発

愛媛県酒造協同組合

所在地 〒790-0053
松山市竹原3丁目16番12号
電話番号 089-913-8030
FAX番号 089-903-1371
組合員数 61人
出資金 110.5万円
設立 昭和44年8月
地区 愛媛県

主な業種 酒類製造業
組織形態 同業種網羅型組合
組合専従者 2人
専従理事 1人
URL
<http://www.ehime-iinet.or.jp/co/syuzou/>

県産酒シェアの回復を目的に、若い人達や家庭にも普及する日本酒を開発。県産酵母（EK-1）・県産酒米を使用し、「軽い、旨い」をコンセプトに、リーズナブルで上質な地酒を開発

背景と目的

平成3年度の組合統一ブランド「媛の愛」事業で、“産地イメージ高揚”を狙い高級酒（3千円・5千円・1万円／750ml）を開発したが、その後のマーケティング調査では、「若者の日本酒離れ」の実態が確認されていた。加えて、日本酒消費における県産酒の割合が、ピーク時（55%）より大幅にダウン（44%）していた。そこで、需要低迷に歯止めをかけ、県産酒シェアの回復を図るため、業界をあげて「新しいコンセプトの地酒」の開発に着手した。

取り組みの内容

若手経営者や後継者を中心とした『需要開発委員会』が主体となり、参加組合員を募集。各社が“地産地消”“低価格帯”をキーワードに「新しいコンセプトの地酒」に取り組むこととなった。『需開発委員会』では原価計算に基づき、精米の基準等、品質の規定を設けるとともに、組合員から提示された開発品に対する味覚の“審査制度”（組合ブランドとして、一定の味以下では売らせない）も発足させた。また、統一ブランドのネーミング、パッケージデザイン等のコンペも実施するなど、若者向けのコンセプトをトータルで管理している。本年度は新たに『“え”の協議会』を発足させ、効果的な販売策について、継続的に活動を展開している。

成果

同じ原材料を使用することによって、各蔵の「え」の特徴が明確となるため、技術の研鑽・切磋琢磨がみられるようになった。また、商品化だけでなく、販売策を検討するなど、組織面の充実もみられる。「え」は未発売ではあるが、十分なマーケティングによる販売で期待は大きい。

(変更前)		(変更後)
中・上流層、贈答用	(対象顧客)	若者、家庭
高級（3千円、5千円、1万円／750ml）	(価格)	リーズナブル（1,200円／720ml）
松山三井	(酒米)	愛のゆめ
3品種（各60・50・40%以下）	(精白歩合)	60%
.....	(酵母)	EK-1
産地イメージ高揚、ブランド確立	(コンセプト)	軽い、良い

沖縄県

夏は沖縄にまかせろ、かりゆしウェアで夏を快適に！

沖縄県衣類縫製工業組合

所在地 〒902-0063
那覇市三原2-6-18
電話番号 098-836-4700
FAX番号 098-836-4721
組合員数 22人
出資金 207万円
設立 平成11年8月
地区 沖縄県

主な業種 織物製・外衣・シャツ製造業、
下着類製造業、和装製品、足袋
製造業
組織形態 産地型商工組合
組合専従者 1人
専従理事 1人
U R L -

縫製業の仕事量平準化等を目的とした自社商品制作、ファッションショー・カタログ販売等の組合活動が功を奏し、自社ブランド「かりゆしウェア」が沖縄の夏場のスタイルとして定着

背景と目的

当県の縫製業は、県内市場に直接販売できるルートや自社ブランドの商品を持っていなかったことから、仕事量の季節変動が大きな下請け加工が主となっていた。そのため、生産が海外へシフトすることにより、受注量の不足が生じ、縮小・廃業を余儀なくされていた。

取り組みの内容

仕事量の季節変動を少なくし、年間の仕事量を平準化するため、市場を県外ではなく県内に求め、自社ブランド「かりゆしウェア」を作った。また、官公庁や地元企業への要請活動に加え、業界のイメージアップや信頼性を高めるためのファッションショーの開催やカタログ販売を組合事業として行った。さらに県内の工場で製造された証として、商品に「かりゆしタグ」を下げることにした。

成果

これまで下請け・受託加工に特化していたため、仕事量の季節変動が大きく、雇用も不安定であったが、自社ブランドの「かりゆしウェア」を作ることにより、仕事量の平準化や安定的な雇用の確保が行えるようになり、企業体力をつけることができた。またファッションショーの開催、カタログ販売や要請活動の結果、かりゆしウェアが沖縄の夏場のスタイルとして定着し、県産品愛用のシンボリックな扱いになるまでになった。



◀ファッションショーにて最新のかりゆしウェアを披露



かりゆしタグ

かりゆしウェアとは、「沖縄で縫製されたものであること」「沖縄らしさを表現する柄であること」の条件をクリアした衣装のことで、これらを証明するのが「かりゆしタグ」です。このタグはウェアが沖縄県内の工場で製造された証です。このタグで他の外国産のアロハシャツを区別できるようになっています。

なお、登録商標「かりゆし」®は、社団法人沖縄県工業連合会より沖縄県衣類縫製品工業組合が、使用許諾されています。

シニアパワーの活用

～65歳まで働ける社会をめざして～



継続雇用制度奨励金

継続雇用の推進及び定着を図ることを目的とし、定年延長制度又は希望者全員を65歳以上の年齢まで継続して雇用する制度を新たに導入する事業主、及び同制度に伴い一定割合を超えて高齢者を雇用する事業主に対して助成する制度です。

1 対象となる事業主

支給対象事業主

次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業主に支給されます。

- ① 下記②の継続雇用制度導入日から1年以上前において労働協約又は就業規則により60歳以上の定年が定められていること。
- ② 労働協約又は就業規則により次の（イ）又は（ロ）に該当する継続雇用制度を設けたこと。
 - （イ）定年延長等
 - 次のa又はbのいずれかにより、61歳以上の年齢まで雇用する制度を設けたこと。
 - a 定年を61歳以上の年齢に引き上げるにより、当該引上げ前の定年を超える年齢の者を当該引上げ後の定年に達するまで雇用する制度。
 - b 定年前と同一又はそれ以上の労働条件（労働時間、賃金制度等）を適用して、期間の定めのない雇用契約により雇用する再雇用制度、勤務延長制度又は在籍出向制度。
 - （ロ）定年延長等以外の継続雇用制度
 - 上記（イ）のbを除く再雇用制度、勤務延長制度又は在籍出向制度により、65歳以上の年齢まで雇用する制度を設けたこと。
- ③ 上記②の継続雇用制度の導入前の過去における定年又は継続雇用制度による最高の退職年齢を超えるものであること。
- ④ 上記②の継続雇用制度を導入した日において、常用被保険者のうち、1年以上継続して雇用されている55歳以上65歳未満の常用被保険者が1人以上雇用されていること。

2 支給期間

継続雇用期間に応じて最大限5年間（年1回）支給されます。

3 支給額

導入した継続雇用制度の内容により、企業規模及び継続雇用期間に応じて次表の額が支給されます。

なお、導入した継続雇用制度の内容が、表の①と③の組合せである場合には、「61～64歳定年延長等」により引き上げた部分は①の額が、それ以外の部分は③の額が支給されます。

（単位：万円）

制度の内容 継続雇用期間 企業規模	①61～64歳 定年延長等	②65歳以上 定年延長等	③定年延長等以外 の継続雇用制度
	1～4年	1～5年	1～5年
1人～ 9人	35×1～4年	45×1～5年	30×1～5年
10人～ 99人	75×1～4年	90×1～5年	60×1～5年
100人～299人	150×1～4年	180×1～5年	120×1～5年
300人～499人	185×1～4年	220×1～5年	150×1～5年
500人～	250×1～4年	300×1～5年	200×1～5年



労使がお手伝いします。

地域の就職支援活動

和歌山県地域労使就職支援機構 (厚生労働省依託事業)

構成団体

- 連合和歌山
- 経営者協会
- 商工会議所連合会
- 商工会連合会
- 中小企業団体中央会

〒640-8227 和歌山市西汀丁26 (県経済センター4F)
TEL.073-402-2111 FAX.073-425-5086
Eメール roushi.s.s.k@carrot.ocn.ne.jp
ホームページ <http://www.waroushi.jp>

情報連絡員発表

5月分

D I（ディフュージョンインデックス）値

D I 値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。

D I 値＝増加（好転）割合 － 減少（悪化）割合

D I 値＞0 … 景気上向き

D I 値＝0 … 景気横ばい

D I 値＜0 … 景気下向き

業界景況／前月比

2.5ポイント悪化

前年同月比の景気動向

増加・好転↑ 不変→ 減少・悪化↓

業 種	項 目	売 上 高	収 益 状 況	資 金 繰 り	業 界 景 況
製 造 業	食 料 品	↓	↓	→	↓
	織 維 同 製 品	↓	↓	↓	↓
	木 材 木 製 品	↓	↓	↓	↓
	印 刷	↓	↓	↓	↓
	化 学 ゴ ム	↑	→	→	↑
	窯 業 土 石 製 品	↓	↓	↓	↓
	鉄 鋼 金 属	↓	→	↑	→
	そ の 他	↓	↓	↓	↓
非 製 造 業	卸 売 業	↓	↓	→	→
	小 売 業	↓	↓	↓	↓
	商 店 街	↓	↓	↓	↓
	サ ー ビ ス 業	↓	↓	↓	↓
	建 設 業	↑	↓	↓	↓
	運 輸 業	↓	↓	→	↓
D I 値		-37.5	-57.5	-35.0	-45.0

(情報連絡員40名のうち回答数40名 回答率100%)

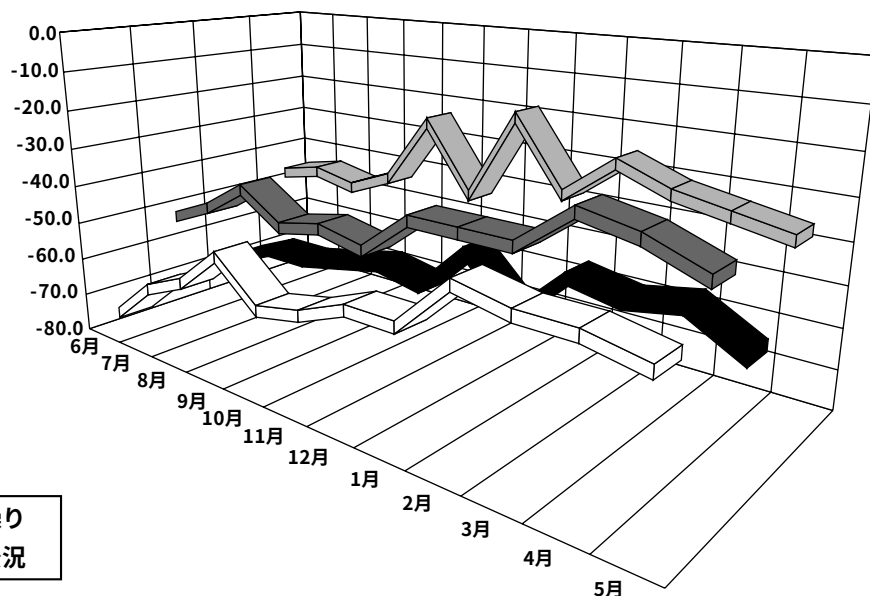
総 評

前年同月比における「業界景況」判断指数（D I 値：景気動向指数）は、マイナス45.0ポイントであり、同4月調査と比べて2.5ポイント悪化した。

同4月調査と比べ、「売上高」は2.5ポイント悪化、「収益状況」も7.5ポイント悪化、「資金繰り」も5ポイント悪化した。

5月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不変」との回答は16名、「悪化」との回答は21名で、「好転」との回答は3名であった。

年間D I 値
(前年同月比)
の推移



● 製造業 ●

食 料 品	相変わらず梅商品の荷動きはさっぱりで先行きの景気動向が非常に気になる。梅作柄状況は昨年よりは良い見通しである。(梅干)
繊維・同製品	3～4月は原料消費量も増加したが、一時的であり、5月には前年同月比マイナスに落ち込んだ。各社それぞれ独自商品の開発に注力している。(ニット)
	当産地は今が暇な時期である。個別に企業にヒアリングしてみたが、得意先からの企画などについては、個々の企業ごとに多い、少ないと各社まちまちのようである。但し企画が成約まで至ったとしても、量的には少ロットのようである。(織物)
	景況感悪化にもかかわらず、資金繰りが不変であるのは経営者が労働を最大限行っている為である。(手袋)
木材・木製品	前月と比較すると各組合員の工場稼働率が60%位に減少している。(建具)
	5月15日・16日、第18回和歌山県家具産地展開催(来場者数約2,000人)。(家具)
化 学 ゴ ム	原料価格上昇が続いているが、製品価格に転換できていないのが現状である。(化成品)
窯業・土石製品	今月はほとんどの地区で官需、民需とも需要が落ち込んだ為、出荷量が大幅に落ち込んだ。(生コン)
鉄 鋼 ・ 金 属	活発に動いていますが、加工単価は上昇しません。(機械金属)
	粗鋼生産量は増えています。設備操業度も増していますが、何しろ単価は上がらず、厳しい状態です。(住金協力)

● 非製造業 ●

卸 売 業	5月は構成組合員で売上高、収益状況にバラつきが見られた。不変が最も多いものの、増加又は好転と答えた組合員と、減少又は悪化と答えた組合員がほぼ同数あった。ただ、業界の景況としての回答には不変が最も多く、次に悪化が続いた。前述の増加又は好転と答えた組合員にも景気の回復とする者はなく、一時的なものと考えられる。また、一部の商品を除き、需要数量減に伴う販売競争の激化で販売価格の下落は続いており、収益状況を悪化させている。(電設資材)
小 売 業	ぶらくり丁の再生、中心商店街の復活等をテーマとして取り組んでいる和歌山市が住友野球場跡地のテーマパーク建設に積極的であると聞く。どういう和歌山市を造るつもりなのか?(和歌山市)
	先月同様消費者の買い物状況は良くないです。特に今年は梅雨時期と7月からの小売店のバーゲンも近いこともあり、買い控え感があります。(田辺市)
サ ー ビ ス 業	今年のGWはすごく好調に集客できました。第2週目は急激な落ち込みで一同は戸惑ったようです。明確化したことはインターネットの問い合わせが急増しております。典型的な21世紀型の波が到来しています。(旅館)
	対前年同月比で、宿泊人員(110.4%)、総売上料金(116.3%)、1人当たり消費単価(105.4%)、総宿泊料金(115.6%)、1人当たり宿泊単価(104.8%)。1～5月の宿泊人員で見ると、15年は387,897人、16年は407,399人で19,502人の増(+5.0%)である。①GW中の宿泊人員増が全体の人員増にもつながった。②比較的料金層で増加しているのではないかと。③昨年5月の実績は対前年同月比93.6%と低調であった。(白浜旅館)
	今月は自動車の販売台数が堅調に推移しています。(田辺自動車)
運 輸 業	全体的には前年とあまり変化がありません。6月以降燃料の大幅アップが業績に大きく影響してくると考えられる。(和歌山市)
	オペック諸国の減産、中国はじめアジア諸国の需要拡大、ドル安等により原油価格の高騰が続いている。(有田トラック)

第56回

中小企業団体 全国大会開催ご案内

「今、変革の時…組織の力で挑戦！」

日時 平成16年11月11日（木）

場所 新潟コンベンションセンター「朱鷺メッセ」

大会参加を兼ねた独自の旅程を設定しました。

11月9日（火）新潟市内 11月10日（水）佐渡 11月11日（木）全国大会

大会参加料6,000円は中央会で負担

参加料金107,000円

お問い合わせは、中央会総務課迄

TEL073-431-0852 FAX073-431-4108

経営者と従業員の福利厚生にピッタリ
和歌山県中小企業団体中央会

経営者・従業員災害補償制度

普通傷害保険団体契約

月々わずか1,000円から
就業中のケガ・事故など、まかせて安心！
入院・通院は1日目から補償

毎月20日締切、
翌月1日補償開始



和歌山県中小企業団体中央会

引受保険会社

東京海上火災保険株式会社

☎073-431-1109

株式会社 損害保険ジャパン

☎073-433-0591

中央会共済制度

● マキシムR（逡増定期保険）

損金で落としながら有退時の役員退職金の準備が出来ます

● 総合保障プラン

集団割引なのでどこよりも安い掛金で、高額保障・高額医療保障

● 年金共済（拠出型企業年金保険）

高齢化社会に備え、老後生活資金が準備できます（個人年金保険料控除適用可）

● 特定退職金共済制度

大企業なみの退職金制度の確立で、優秀な人材の確保を

共済受託会社

三井生命保険相互会社

和歌山支社 和歌山市北汀丁7番地

TEL 073-431-5231

FAX 073-423-7017

火災共済

和歌山県火災共済協同組合・和歌山県中小企業共済協同組合

普通火災共済 ①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④風災・雪災

総合火災共済 上記①～④及び ⑤物体の落下・衝突 ⑥騒じょう・労働争議 ⑦水ぬれ ⑧盗難 ⑨水災 } 担保されます

自動車事故見舞金共済

他の保険と無関係で加入車輛に係る人身事故の場合、契約者に共済金が支払われます。

保障金額（給付総額は300万円が限度です。）

給付内容	保障金額	備考
死亡共済金	300万円	被害の日から180日以内の死亡（1事故につき300万円）
後遺障害共済金	10万円～300万円	後遺障害共済金
医療入院	1日につき3,000円 複数傷害者でもよく12,000円限度	300万円限度・365日限度
共済金退院	1日につき1,500円 複数傷害者でもよく12,000円限度	実通院、往診を受けた日数・300万円限度・365日限度

加入車種と共済掛金（1年間の掛金）

車種	掛金額
自家用軽乗用自動車	5,500円
自家用軽貨物自動車	5,500円
自家用乗用自動車	11,000円
自家用小型貨物自動車	11,000円
自家用普通貨物自動車	2t以下 17,000円
2t超	27,000円

問合先 ● 和歌山市西汀丁26番地 TEL (073) 431-3288 (代)